

## 【平成 31 年度税制改正大綱が発表されました】

いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。税理士の樋口智勇です。昨年 12 月に平成 31 年度税制改正大綱が与党より発表されました。今回はこの中からいくつかの改正項目を見ていきたいと思っております。



### ◆住宅ローン減税の拡充

年末の住宅ローン残高の 1% が所得税から控除される住宅ローン制度について、消費税 10% への増税対策として、2019 年 10 月の消費税増税後から 2020 年末までに入居された方については、住宅ローン控除の対象期間が現行の 10 年間から 3 年延長され 13 年間となります。具体的には、10 年間はこれまでどおり住宅ローン残高の 1% が控除され、11 年目以降の 3 年間については、次の 2 つを比べ、いずれか少ない額が各年の控除額になります。

- ① 住宅ローンの年末残高（4,000 万円を限度）× 1%
- ② 建物購入価格（4,000 万円を限度）× 2% ÷ 3

### ◆空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の見直し

空き家対策の一環として、2016 年 4 月から導入された、空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除について、これまで、被相続人が相続直前に老人ホーム等に入居していた場合には適用が受けられませんでした。が、2019 年 4 月以降の譲渡から、一定の要件を満たすことで、被相続人が相続直前に老人ホーム等に入居していた場合でも適用を受けることができるようになりました。

### ◆個人にも事業承継税制が創設

非上場会社のオーナー社長から後継者へ自社株式を承継したときに、一定の要件を満たすことで対象株式の相続税や贈与税の納税を猶予・免除できる制度がありますが、個人事業者に対してもこの納税猶予制度が創設されることになりました。

後継者に対して相続・贈与する 事業用の資産（不動産・設備等） が対象で、例えば、不動産については、土地が面積 400 ㎡までの部分、建物は床面積 800 ㎡までの部分までが対象になります。

2019 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの相続・贈与に適用され、この事業承継税制の適用を受けるためには、法人の場合と同様、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成した承継計画を策定する必要があります。

### ◆源泉徴収票の確定申告書への添付不要

所得税の確定申告書を紙で税務署に提出する場合は、これまで源泉徴収票の添付が必要でしたが、2019 年 4 月 1 日以後に提出する確定申告書からはその添付が不要になりました。このほか、特定口座年間取引報告書などについても、添付が不要になります。

### ◆年末調整の適用を受けた所得控除の合計額の記載

年末調整を受けた後に確定申告をする場合、年末調整で受けた所得控除の内訳を確定申告書にも記載する必要がありましたが、所得控除の額に変更がない場合には、2019 年 4 月 1 日以後に提出する確定申告書から、所得控除の内訳の記載が不要となり、合計額で記載できるようになりました。

### ◆成人年齢 18 歳引き下げ（民法改正）に伴う相続税・贈与税の改正

- ・相続税の未成年者控除の対象になる相続人の年齢が 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げられます。
- ・相続時精算課税制度、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例などの、贈与税の制度の適用を受ける際、受贈者の年齢要件が 20 才以上から 18 才以上に引き下げられます。これらは 2022 年 4 月以降の相続・贈与から適用になります。

以上、平成 31 年度税制改正大綱から抜粋して、いくつか取り上げてみました。

今年は、個人課税、法人課税ともあまり大きな改正は見られなかったというのが正直な感想です。これから各改正項目の詳細がわかりましたら、本誌でも随時、解説させていただきます。

（代表税理士／樋口 智勇）